

# 社会福祉法改正案における社会福祉法人制度の改革（平成28年4月1日施行予定分）

※平成27年4月3日国会提出、7月31日衆議院可決、参議院において継続審議中

## 1. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書（※）、定款の公表に係る規定の整備

	改正前	改正後
備置き・ 閲覧	①事業報告書、②財産目録、 ③貸借対照表、④収支計算書、 ⑤監事意見書	①事業報告書、②財産目録、 ③貸借対照表、④収支計算書、 ⑤監事意見書、⑥現況報告書、⑦定款
公表	法律に規定なし * 通知で以下を義務付け ①貸借対照表、②収支計算書、 ③現況報告書	①貸借対照表、②収支計算書、 ③現況報告書、④定款

※ 役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を除く。

## 2. 財務規律の強化

（適正かつ公正な支出管理の確保）

- 役員等関係者への特別の利益供与を禁止
- 会計基準を省令に位置付け

## 3. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金の福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

## 4. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 二以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を地方厚生局から都道府県に、一の都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限を都道府県から指定都市に移譲
- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備  
等

# 行政の関与の在り方について

## 指導監督の見直しについて

- 社会福祉法等の一部を改正する法律案においては、平成28年4月1日施行予定分として、所轄庁による指導監督の機能強化を盛り込んでいるところ。

### 主な内容（平成28年4月1日施行予定）

#### [所轄庁による立入検査]

- 所轄庁による立入検査に関する規定（罰則あり）の整備（改正法案第56条第1項～第3項及び第133条第7号）

#### [勧告及び公表]

- 柔軟かつ機能的な指導監督を行うために勧告・公表に関する規定の整備（改正法案第56条第4項及び第5項）

#### [所轄庁と関係都道府県等の協力]

- 関係都道府県等（法人の事業所等の所在地の都道府県・市町村であって、当該法人の所轄庁でないもの）は、法人に対して適当な措置をとる必要がある場合には、所轄庁に対して意見を述べることができる。（改正法案第57条の2第1項）
- 所轄庁は、指導監督に必要な場合には、関係都道府県等に対して、資料の提供等の協力を求めることができる。（改正法案第57条の2第2項）

#### [国及び都道府県の支援]

- 国は都道府県及び市、都道府県は市に対して、法人の指導監督に関し必要な助言、資料の提供等の支援を行うよう努める。（改正法案第59条の3）

※ 現在、国が所管する法人については、法人の主たる事務所の所在地の都道府県を經由して、定款変更等の手続をしているところであるが、改正法案において、当該手続は廃止される。

# 役員等関係者への特別の利益供与の禁止

社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～（平成27年2月12日）（抜粋）

## Ⅱ 社会福祉法人制度の見直しについて

### 4. 適正かつ公正な支出管理

#### （3）関係者への特別の利益の供与の禁止等

- ・ 公益財団法人等と同様に特別の利益供与を禁止する規定を法令上明記することが必要である。

第10回社会保障審議会福祉部会資料（抜粋）

## 公益法人における関係者への利益供与の禁止等に係る取扱いについて

### （1）関係者に対する特別の利益供与の禁止

○ 公益社団法人・公益財団法人制度においては、

- ① 法人の社員、評議員、理事、監事、使用人等の法人の関係者
  - ② 株式会社その他営利事業を営む者、特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者
- に対し、特別の利益を与えることを禁止している。

【公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第1条、第2条】

○ 「特別の利益」については、「公益認定等ガイドライン」により、

- ① 申請時に提出書類等から利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、事業内容や実施方法等の具体的事情に即し、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与や優遇を判断
- ② 認定後は、確定的に利益が移転するに至らなくとも、その恐れがあると認められる場合には報告徴収を求めるとされている。【公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)】

<参考> 法人税法上、一般社団法人及び一般財団法人のうち、非営利型法人(課税対象が収益事業のみ)の要件として、特定の個人又は法人に対し、「特別の利益を与えること」がないことを掲げている。

### ◎法人税法基本通達(※)

令第3条第1項第3号及び第2項第6号《非営利型法人の範囲》に規定する「特別の利益を与えること」とは、例えば、次に掲げるような経済的利益の供与又は金銭その他の資産の交付で、社会通念上不相当なものをいう。

- (1) 法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する土地、建物その他の資産を無償又は通常よりも低い賃貸料で貸し付けていること。
- (2) 法人が、特定の個人又は団体に対し、無利息又は通常よりも低い利率で金銭を貸し付けていること。
- (3) 法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する資産を無償又は通常よりも低い対価で譲渡していること。
- (4) 法人が、特定の個人又は団体から通常よりも高い賃借料により土地、建物その他の資産を賃借していること又は通常よりも高い利率により金銭を借り受けていること。
- (5) 法人が、特定の個人又は団体の所有する資産を通常よりも高い対価で譲り受けていること又は法人の事業の用に供すると認められない資産を取得していること。
- (6) 法人が、特定の個人に対し、過大な給与等を支給していること。